

あなたの子育て、応援します。

子育て ハンドブック



<http://www.city.awa.lg.jp>

はじめに

子育ては、楽しい反面、
色々な悩みや不安を抱くこともあります。

そんな悩みや不安は、
一人で抱え込まず、身近な人や各機関に
相談してみることも大切なことです。

この「子育てハンドブック」は、
各種制度や行政サービス情報、
また子育てサークル等を紹介することによって、
子育て中の様々な悩みや不安が
少しでも解消されることを願い作成しました。

誰もが安心して子どもを生み、育て、
子育て中の喜びや楽しみをより実感できるよう、

この冊子が、少しでも
皆さんのお役に立てれば幸いです。

2011年3月



目次

はじめに



第1章

妊娠・出産したら

- 妊娠したら 2
- 赤ちゃんが生まれたら 3

第2章

母子保健事業

- 健康診査 5
- 予防接種 6

第3章

子育てサポート

- ファミリー・サポート・センター 9
- 放課後児童クラブ 10
- 子育て支援センター 11

第4章

保育所と幼稚園と小・中学校

- 保育所 13
- 幼稚園 16
- 小・中学校 17

第5章

ひとり親家庭のための支援

- 児童扶養手当とは 19
- 母子家庭自立支援給付金事業とは 20
- 母子家庭高等技能訓練促進費等事業とは 21

第6章

いろいろな支援を受けられる方に

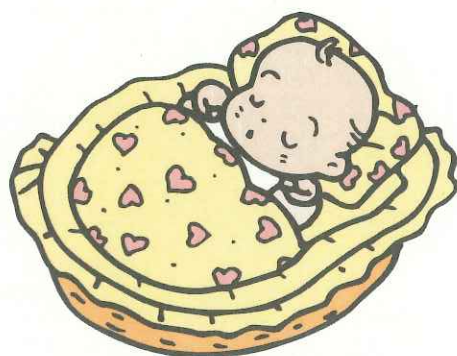
- 特別児童扶養手当とは 23
- 障害児への支援 24
- 子育て短期支援事業とは 25
- 家庭児童相談室 26

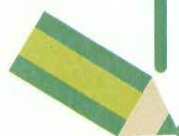
資料編

- 子育て団体紹介 28~43
- 子育て支援メニュー(年齢別) 44
- 阿波市 子育て支援マップ 45

第1章

妊娠・出産したら





第1章 妊娠・出産したら

妊娠したら・・・

新しい生命が芽生えました。妊娠・出産を安心して過ごすために、阿波市ではいろいろな手続きやサービスがあります。

●妊娠届書を提出してください

届 出	必要なもの	どこで（次のいずれか）
妊娠届書	印鑑 ※出産予定日、妊娠週数、かかりつけ医、現在の体調等を記入する欄があります。	・健康推進課（市場支所 2 階） ・市民課（阿波市役所） ・地域課（吉野支所・土成支所）

●母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠中の母子の健康状態やお子さまの健康・予防接種や成長の大切な記録となります。

妊娠届を提出していただいた時に、母子手帳を交付します。

●妊婦一般健康診査（医療機関委託）

妊娠届出時に、県内委託医療機関において健診が受けられる受診票を14枚交付します。

※再発行はできませんので、ご注意ください。

●妊婦中に転出される場合

▶妊婦一般健康診査受診票について

転出された場合、阿波市の妊婦一般健康診査受診票は、使えません。

転出先で新しい妊婦一般健康診査受診票と交換してもらってください。

※転出先へ持っていく物 ①母子手帳

②未使用の阿波市の妊婦一般健康診査受診票

●「徳島県外での出産」を予定している方へ

県外での出産を予定している方は、母子健康手帳交付時にお渡しした「妊婦一般健康診査受診票」を、できるだけ県内の医療機関でご使用ください。

やむなく、県外で妊婦健診を受診した場合は、申請に基づき規定の受診費用が払い戻されます。

▶申請に必要なもの

①妊婦一般健康診査受診票

②領収書（患者氏名・保険診療の総点数・診療年月日・領収金額・医療機関名が明記され、医療機関の領収印があるもの）レシートタイプは不可

③印鑑

④本人または配偶者名義の金融機関の振込口座がわかるもの

▶申請期限・・・受診日から1年以内

問い合わせ先

健康推進課・・・TEL 0883-36-6815

赤ちゃんが生まれたら・・・

お誕生おめでとうございます。
小さな生命をみんなで守っていきましょう。
新生児と保護者向けにさまざまなサポートがあります。

● 出生した日から14日以内に出生届を提出してください

手続きの種類	内 容	必要なもの	どこで (次のいずれか)
① 出生届	出生した日から14日以内に提出してください。	・出生届書 (出生証明書) ・届出人の印鑑 ・母子健康手帳	・市民課 ・各支所地域課 ・本籍地または 出生地の市町村
② 出産育児一時金 (国民健康保険加入者のみ)	出生児1人につき 支給金額 39万円 ※1年以上継続して被用者保険に加入していた方(被保険者に限る)が、退職後6ヶ月以内に出生した場合、国保からは支給されません。	・保険証 ・印鑑 ・預金通帳(世帯主または出産された方) ・母子健康手帳 ・領収書 ・直接支払制度について合意しなかった旨を記載した文書(出産した病院等で発行)	・国保医療課 ・各支所地域課
③ 子ども手当	15歳までの児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給。 ※支給月額 ・1万3千円(口座へ振込) (公務員の方は勤務先で手続きしてください)	・印鑑 ・請求者 (子どもを監護している父もしくは母) 名義の金融機関通帳 ・請求者の健康保険証	・子育て支援課 ・市民課 ・地域課 (吉野支所・土成支所)
④ 乳幼児等医療	小学6年生修了の3月末日までの医療費を助成。	・印鑑 ・お子さんの名前の入った健康保険証 ・1月2日以降転入した方については前住所の所得課税証明書	・子育て支援課 ・市民課 ・地域課 (吉野支所・土成支所)
⑤ 出産祝金	阿波市内に出生日前6ヶ月以上居住し、出産日後3ヶ月以上居住する意思のある方 ・1子目・・・3万円 ・2子目・・・5万円 ・3子目・・・10万円 ・4子目以降・・・20万円 (出産された方の口座へ振込)	・出産された方の印鑑 ・出産された方の預金通帳	・市民課 ・各支所地域課
⑥ 乳児 一般健康診査 受診票	1歳のお誕生日の前日まで、県内医療機関で乳児の健康診査が無料で2回受診できます。	・出生届を提出後交付	・健康推進課 ・市民課 ・地域課 (吉野支所・土成支所)
⑦ 予防接種	予防接種予診票を交付	・出生届を提出後交付	・健康推進課 ・市民課 ・地域課 (吉野支所・土成支所)
⑧ チャイルドシート 購入補助	チャイルドシートを購入した場合費用の一部を助成。 購入金額の1/2とし、5,000円を限度。	・印鑑 ・チャイルドシート購入補助交付申請書 ・購入先の領収書 (チャイルドシート購入とわかるもの)	・防災対策課 ・各支所地域課

※③の内容については、平成23年2月末現在のものです。

問い合わせ先

- ①・⑤ 市民課・・・TEL 0883-35-7800
- ② 国保医療課・・・TEL 0883-35-7805
- ③・④ 子育て支援課・・・TEL 0883-36-6813
- ⑥・⑦ 健康推進課・・・TEL 0883-36-6815
- ⑧ 防災対策課・・・TEL 0883-35-4166

第2章

母子保健事業





第2章 母子保健事業

●健康診査・・・対象者には、個人通知します。

事業	内 容	どこで
乳児健診	身体計測・小児科医による診察や育児の相談。 ・ 3～4か月児、9～10か月児	・ 土成保健センター (御所の郷西側) ・ 阿波保健センター
幼児期の健診	お子さまの心身の健康状態や発育発達の状態を総合的にみる健康診査(歯科健診・尿検査・聴力検査等)や、生活習慣や育児全般についての相談。 ・ 1歳6か月児健診 ・ 2歳6か月児健診 ・ 3歳6か月児健診	1歳6か月児健診 ・ 土成保健センター ・ 阿波保健センター 2歳6か月児健診 ・ 市場コミュニティセンター 3歳6か月児健診 ・ 土成保健センター ・ 阿波保健センター
股関節脱臼検診 & 離乳食講習会	股関節脱臼検診、離乳食についての講義・実演と試食。 ・ 生後2か月～5か月の乳児	・ 吉野保健センター (吉野支所南側)

●乳児一般健康診査（医療機関委託）

生後1歳未満児を対象に、県内医療機関で乳児健診(2回)が受診できます。

●乳幼児相談（予約不要）

乳児健診の日に行います。 受付時間／午後2時30分～午後3時

●療育相談

【個別相談】 言葉やからだの発達について、発達心理の専門家による個別相談を行います。

【集団遊び教室 “おひさまクラブ”】

リズム体操などを通して楽しく、体・言葉等の発達を促します。

【場 所】 土成保健センター

●発達相談

小児科医による身体発育及び発達等についての診察、相談を行います。

【場 所】 土成保健センター

●育児教室

子育て支援団体(資料編に掲載)等の活動に出向き、相談に応じています。

●パパママクラス

妊娠している夫婦を対象に、妊娠中の生活や育児について学ぶ教室です。

出産予定の方々の交流にもなりますので、ぜひ参加してください。

パパも一緒に参加できます。

【実施場所】 土成保健センター 【対 象】 個人通知します

● 予防接種

個別接種・・・乳幼児の予防接種(麻しん・風しん・三種混合)

▶ 麻しん・風しん混合

- 【対象年齢】 1期:生後12か月から24か月未満、2期:幼稚園年長児
【実施場所】 阿波市内の指定医療機関および広域化予防接種協力医療機関
【費用】 無 料

▶ 三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)

三種混合(DPT)は、ジフテリア・百日咳・破傷風を予防するためのワクチンです。

- 【対象年齢】 生後3か月から7歳6か月未満
【実施場所】 阿波市内の指定医療機関および広域化予防接種協力医療機関
【費用】 無 料
【回数と間隔】 下記の図を参考にしてください



▶ ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン(任意接種)

多くの子どもたちがノドや鼻の奥にもっている身近な菌で、体力や抵抗力が落ちたりしたときに、子どもの命にかかわる病気を引き起こす恐れがあります。これによる発病を予防するワクチンです。

- 【対象年齢】 0～4歳児
【実施場所】 阿波市内の指定医療機関および広域化予防接種協力医療機関
【費用】 無 料

個別接種・・・小学生の予防接種

▶ 二種混合(ジフテリア・破傷風)

二種混合(DT)は、ジフテリア・破傷風を予防するためのワクチンです。
乳幼児期に受けた三種混合第1期(初回3回、追加1回)で得られた免疫が低下してきますので、再度追加接種をして免疫を高めるものです。

- 【対象年齢】 小学校6年生
【実施場所】 阿波市内の指定医療機関および広域化予防接種協力医療機関
【費用】 無 料

※医療機関に予約をされてから予診票、母子健康手帳を持参ください。

個別接種・・・中学生・高校生の予防接種

▶ 麻しん・風しん混合

【対象年齢】 中学1年生・高校3年生

【実施場所】 阿波市内の指定医療機関および広域化予防接種協力医療機関

【費用】 無 料 ※高校3年生：阿波病院は実施していません

▶ 子宮頸がんワクチン(任意接種)

子宮頸がんは、唯一ワクチン接種により予防が可能ながんです。

【対象年齢】 中学1年生～高校1年生女子

【実施場所】 阿波市内の指定医療機関および広域化予防接種協力医療機関

【費用】 無 料

<阿波市個別予防接種医療機関一覧表>

	診療所名	電話番号		診療所名	電話番号
阿波町	大塚内科胃腸科	(0883)35-6070	市場町	小笠原医院	(0883)36-2030
	森下医院	(0883)35-5656		近藤医院	(0883)36-2011
	重清内科外科	(0883)35-6160		大久保内科医院	(0883)36-3020
	村上医院	(0883)35-6410		太田診療所	(0883)36-2076
	笠井病院	(0883)35-2720		阿波病院	(0883)36-5151
	西川内科クリニック	(0883)35-8080		吉本医院	(088)695-3078
	林内科医院	(0883)35-6226	土成町	大野病院	(088)695-2112
吉野町				乾内科外科	(088)695-5006
	大久保医院	(088)696-2037		金塚内科	(088)695-5858
	水谷クリニック	(088)696-5507		御所診療所	(088)637-8033

集団接種・・・乳幼児の予防接種

▶ ポリオ(小児マヒ) ポリオは、小児マヒを予防するワクチンです。

【対象年齢】 生後3か月から7歳6か月、阿波市に住民票のあることも

【通 知】 2週間前に個人通知します。

【実施場所】 各保健センター、市場コミュニティセンター

【費用】 無 料

【持参するもの】 予診票と母子健康手帳

▶ BCG BCG接種は、結核の発病を予防するワクチンです。

【対象年齢】 生後3か月から6か月、阿波市に住民票のあることも

【通 知】 2週間前に個人通知します

【実施場所】 各保健センター、市場コミュニティセンター

【費用】 無 料

【持参するもの】 予診票と母子健康手帳

第3章

子育てサポート



第3章 子育てサポート

●阿波市ファミリー・サポート・センター

子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)と手伝ってあげたい人(提供会員)の相互援助組織です。

その橋渡し役として調整するのがファミリー・サポート・センターです。

子育てをお手伝い
してもらいたい方

会員の条件は・・・

子育ての経験を生かして
お手伝いしたい方

子どもが好きな方

依頼会員

0歳から
小学校6年生までの
子どもを預かって
欲しい人

両方会員

預けたり
預かったりの
両方を兼ねて
できる人

提供会員

心身共に健康で
子育て支援に熱意があり
自宅で子どもを預かる
ことのできる人

ファミリー・サポート・センターのしくみ

ここが
安心です

- 援助活動の万一の事故に備えて、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入します。 ※掛け金はセンターで負担します。
- サポートを受ける前には、「事前打ち合わせ」で十分話し合っています。



ファミリー・サポート・センターにおける 相互援助活動の内容

- 保育施設までの送迎及び帰宅後、子どもを預かる。
 - 学校の放課後や学童保育の送迎及び終了後、子どもを預かる。
 - 学校の夏休みなどに子どもを預かる。
 - 保護者等の病気や急用等の場合、子どもを預かる。
 - 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
 - 買い物等外出の際、子どもを預かる など
- 子どもを預かるのは、原則として提供会員(子どもを預かる会員)の自宅で行います。ただし、提供会員と依頼会員(子どもを預ける会員)との間で合意がある場合は、依頼会員の自宅で預かることもできます。

会員の登録条件

- (1) 阿波市に居住していること。(依頼会員にあっては、阿波市に勤務する者を含む。)
- (2) 援助活動に関し、理解と熱意を有すること。
- (3) 提供会員は、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができること。
- (4) 依頼会員は、原則として依頼会員と同居している親族であって、小学校6年生までの子どもを有すること。

問い合わせ先

阿波市ファミリー・サポート・センター事務局・・・TEL 0883-36-3520

●放課後児童クラブ

仕事などの理由で昼間保護者が家庭にいない児童を、学校の放課後や夏休みなどの長期休暇中に、放課後児童クラブでお預かりします。入所や費用などについては、各クラブまたは、子育て支援課までお問合せください。

クラブ名	場 所	電話番号
一条放課後児童クラブ	阿波市吉野町西条字岡ノ川原135番地 一条小学校空き教室	088-696-5113
柿原放課後児童クラブ	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ256番地 柿原小学校空き教室	088-696-3037
御所小放課後児童クラブ	阿波市土成町宮川内字広坪28番地	088-695-3550
土成小放課後児童クラブ	阿波市土成町成当1203番地 土成小学校敷地内	088-695-3577
久勝学童保育 久勝KID'S	阿波市阿波町森沢31番地	0883-35-4088
伊沢学童保育 伊沢KID'S	阿波市阿波町南柴生172番地 伊沢小学校空き教室	0883-35-5620
林学童保育会 林KID'S	阿波市阿波町東整理116番地1 林小学校敷地内	0883-35-3181

問い合わせ先 各放課後児童クラブ(学童保育)にお問い合わせください

●児童館

児童館は健全な遊びや体験活動を通して、子どもたちの健康の増進と健やかな育成を図ることを目的とした施設です。18歳までの方が無料で利用できます。

(※0～4歳児は保護者同伴)

※ただし、市内の幼稚園に通園している4歳児はその限りではありません。

▶開館日時

平 日 10:00～18:00

土曜日 9:00～17:00(市場児童センターのみ)

長期休業中 平 日 8:30～18:00

土曜日 10:00～18:00(市場児童センターのみ)

▶休館日

日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

施設名	場 所	電話番号
八幡児童館	阿波市市場町山野上字立石48	0883-36-5785
市場児童センター	阿波市市場町市場字上野段426-1	0883-36-7200
大俣児童館	阿波市市場町大俣字行峯258-1	0883-26-6158

問い合わせ先 阿波市社会福祉協議会(※指定管理者)・・・TEL 0883-36-5511

●子育て支援センター

子育て支援センターは専任の保育士を配置し、専用ルームや園庭を開放し、子どもたちが自発的に遊べる場の提供や、育児相談、情報提供等を行います。

「広い部屋や庭で遊ばせたい」「お友達がほしい」そんな親子の出会いの場です。「初めての子育てでわからない事ばかり・・・」「誰か話を聞いてほしい」そんなお母さんの思いに応えてくれるスタッフが出迎えてくれます。

又、児童委員さんや近隣のボランティアの人、子育てサークルの方々との交流もあります。

▶利用対象者

子育て中の親子(主に保育所に入所されていない3歳児以下のお子さんとその保護者)

▶利用料金

無料(一部教材等の必要な場合があります。)

▶開館時間

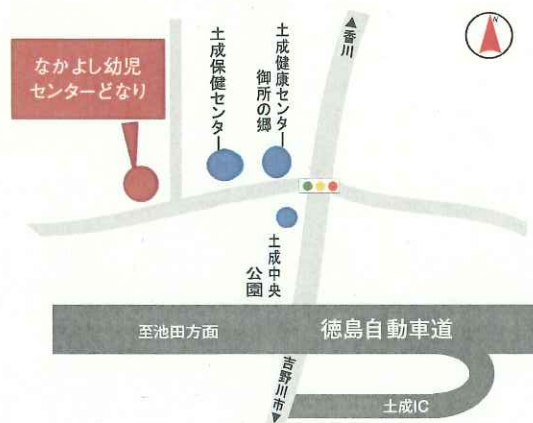
*開館日：月曜日～金曜日、午前9時～午後4時(好きな時間にご利用ください。)

*休館日：土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

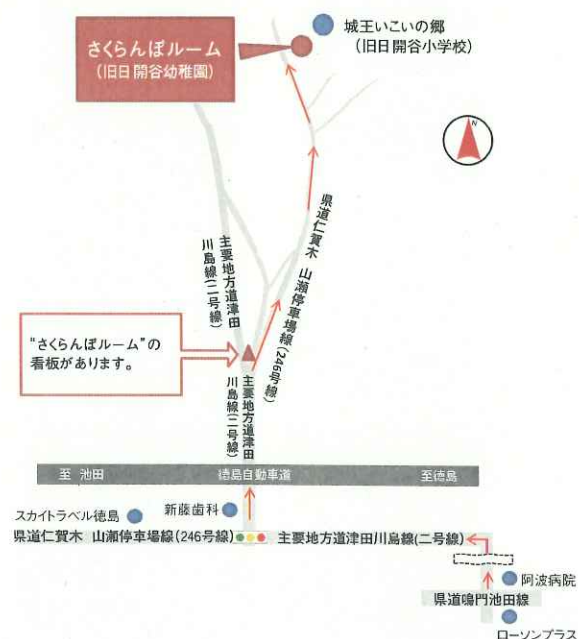
▶阿波市の子育て支援センター(2ヶ所)

支援センター名	場 所	電話番号
土成子育て支援センター (わんぱく広場)	阿波市土成町吉田字山の神23-1 (土成中央保育所内)	088-695-5681
市場子育て支援センター (さくらんぼルーム)	阿波市市場町日開谷字野田原33-7 (旧日開谷幼稚園)	0883-36-6824

わんぱく広場(なかよし幼児センター「どなり」)への行き方



さくらんぼルーム
(旧日開谷幼稚園)への行き方



第4章

保育所と幼稚園と小・中学校





第4章 保育所と幼稚園と小・中学校

●保育所

保育所とは、家族(父母や祖父母など)が、仕事や病気等いろいろな事情のため、家庭で保育できないお子さんを、保護者の委託を受けて保育を行うことを目的に設置された児童福祉施設です。

▶入所申込について

受付期間：毎年11月頃に次年度の入所申込受付をしています。

入所案内は、広報にてお知らせします。

受付場所：阿波市福祉事務所 子育て支援課(市場支所)

TEL 0883-36-6813 又は、市内各保育所

年度途中の申込：市場支所(子育て支援課)で随時受付しています。

入所希望の2ヶ月前までにご相談下さい。

※希望する保育所に空きがあれば入所できます。

必要な書類：印鑑

保護者等が子どもを保育できないことを証明する書類

保護者等の収入状況を証明する税務証明書(前年の源泉徴収票等)

▶入所の条件

(1)阿波市に住民登録され、世帯を有する家庭の児童。

(2)保護者及び同居の親族の方が次の各号のいずれかに該当し、かつ、お子さんの保育に当たれない場合。

①居宅外で労働することを状態としていること。

②居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

③妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

④疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

⑤長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

⑦市長が認める前各号に類する状態にあること。

注意点

※「集団生活に慣れさせるため」「友達ができるから」「下の子どもに手がかかるから」というような理由では入所できません。

※保育所の入所基準に該当し、その上児童に心身の障害があると思われる場合は受け入れ体制を考慮することもありますので、申し込みや面接の時に必ずお申し出下さい。

※上記の条件に該当していても、次のような場合には入所できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

・申し込み時に虚偽があった場合

・受け入れ年齢や定員に余裕がない場合

(第2期希望以降の保育所に入所をお願いする場合があります。)

● 保育所の日 月曜日～土曜日の保育について

開所時間	乳 児	3 歳児未満	3 歳児以上	土曜日
7:30 ↑	7:30 早朝保育 }	7:30 早朝保育 }	7:30 早朝保育 }	7:30 早朝保育 }
	8:30 通常保育開所 健康状態観察・検温 遊び(生活) 排泄	8:30 通常保育開所 健康状態観察・検温 持ち物の始末 遊び	8:30 通常保育開所 健康状態観察 持ち物の始末 遊び 	8:30 通常保育開所 健康状態観察 持ち物の始末 遊び 
	9:00 おやつ 適時授乳 離乳食 午前睡 遊び(生活) 排泄	9:30 おやつ 遊び		
	11:00 離乳食 絵本	11:30 昼食 かたづけ 歯磨き・うがい 昼寝の準備 絵本・紙芝居	11:30 昼食 かたづけ 歯磨き・うがい 昼寝の準備 絵本・紙芝居	11:00 軽食
	12:30 昼寝 排泄 	13:00 昼寝	13:00 昼寝	11:45 } 随時降所 12:15 }
	15:00 おやつ・検温 適時授乳 遊び(生活) 個別配慮 保護者への連絡	15:00 おやつ・検温 遊び 個別配慮 保護者への連絡	15:00 おやつ 遊び 個別配慮 保護者への連絡	
	16:00 随時降所 }	16:00 随時降所 }	16:00 随時降所 }	
18:00 ↓	18:00 延長保育開所 }	18:00 延長保育開所 }	18:00 延長保育開所 }	
特別 保育				
19:00	19:00 延長保育閉所	19:00 延長保育閉所	19:00 延長保育閉所	

▶ 保育料について

父母の税額(前年度分の市町村民税及び前年分の所得税)の合算により、保育料を決定します。ただし、祖父母が入所児童あるいはその父母を税の扶養控除としている場合は、祖父母等の税額も合算します。

▶ 延長保育について

保護者の勤務時間の状況により、通常の時間(8:30～17:15)を延長して保育します。

・延長保育時間 18:00～19:00

・延長保育料 月額／2,500円

日額／250円

▶ 一時預かり事業(全保育所で実施)

保護者の就労形態に伴う一時的な保育又は保護者の疾病等により、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

・対象児童 保育所に通っていない児童(1歳～就学前)

・内 容 ①保護者の就労形態等により、週3日(月12日)程度。

②保護者の疾病、災害、事故、出産、監護、介護又は冠婚葬祭等やむを得ない理由により2ヶ月を限度。

(※ただし、土成中央保育所はこの限りではない)

・一時保育事業保育料 日額:2,000円

▶ 保育所一覧

保育所名	住 所	電話番号	受入年齢	定員(人)
一条保育所	阿波市吉野町西条字岡ノ川原135	088-696-2009	1歳～4歳	90
吉野中央保育所	阿波市吉野町西条字大野神39-5	088-696-3046	8ヶ月～4歳	45
柿原保育所	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ256-1	088-696-2528	8ヶ月～4歳	60
土成中央保育所	阿波市土成町吉田字山の神23-1	088-695-5681	8ヶ月～4歳	110
八幡第一保育所	阿波市市場町大野島字稻荷179-1	0883-36-2810	2歳～4歳	60
八幡第二保育所	阿波市市場町山野上字立石48	0883-36-5296	8ヶ月～2歳	60
市場保育所	阿波市市場町市場字上野段664	0883-36-3073	2歳～4歳	80
大俣保育所	阿波市市場町上喜来字窪二俣1781-3	0883-36-2809	1歳～4歳	60
久勝保育所	阿波市阿波町野神93	0883-35-5086	8ヶ月～4歳	120
伊沢保育所	阿波市阿波町南柴生168	0883-35-3866	8ヶ月～4歳	120
林保育所	阿波市阿波町東整理121-1	0883-35-5047	8ヶ月～4歳	120

問い合わせ先

子育て支援課・・・TEL 0883-36-6813

●幼稚園

幼稚園では、就学前の幼児に対して就学前教育を行い、集団生活の中で基本的な生活習慣や態度、豊かな心情や思考力、意欲や思いやりなどを養います。

▶市立幼稚園

阿波市には、市立幼稚園が9園あり、市内に居住する満4歳から小学校入学前までのお子さんを教育しています。通園区は、小学校に準じ、連携をしながら幼稚園教育を進めていきます。

▶入園の受付

入園案内は10月頃、入園通知は12月頃、該当児の保護者に送付します。年度の途中でも入園できます。市学校教育課に御相談下さい。

▶保育料 月額／5,500円(年間66,000円)

▶幼稚園での預かり保育

保護者の要請により、預かり保育を実施しています。

保育料 月額／4,500円(別途おやつ代500円位を徴収)

利用時間 幼稚園終了後～17時 (長期休業中 8時30分～17時)

17時～18時までの預かり保育を希望する場合は、就労証明書を提出の上申し出て下さい。



▶幼稚園一覧

園 名	住 所	通園区域	電話番号
一条幼稚園	阿波市吉野町西条字岡ノ川原135	一条小学校区	088-696-3837
柿原幼稚園	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ256	柿原小学校区	088-696-3838
土成中央幼稚園	阿波市土成町吉田字山の神23-1	土成中学校区	088-637-8881
八幡幼稚園	阿波市市場町大野島字稻荷183	八幡小学校区	0883-36-3288
市場幼稚園	阿波市市場町市場字上野段676	市場小学校区	0883-36-3441
大俣幼稚園	阿波市市場町大俣字行峰255-4	大俣小学校区	0883-36-5565
久勝幼稚園	阿波市阿波町森沢24-1	久勝小学校区	0883-35-5087
伊沢幼稚園	阿波市阿波町南柴生83-1	伊沢小学校区	0883-35-3849
林幼稚園	阿波市阿波町東整理155	林幼稚園区	0883-35-5046

▶青少年センター

青少年の生命に関わる犯罪行為の予防に取り組む事柄を最優先課題と考え、地域住民の防犯意識を高め、関係機関と連携を密にとりながら安全な町づくりのための活動を推進しています。また、補導活動や環境浄化活動を行うとともに、青少年の健全育成を図るための活動を積極的に推進しています。

▶阿波っ子スクール

さまざまな理由で学校に通学することが困難になっている子どもたちが、現在の学校に在籍したまま一時的に通級するところです。

施設名	場 所	電話番号
青少年センター	阿波市吉野町西条字大西60-1	088-696-3974
阿波っ子スクール	阿波市土成町土成字漆畑177	088-695-3887

問い合わせ先

学校教育課・・・TEL 088-696-3967

● 小学校・中学校

小・中学校での就学は、法律で定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有すると定められた義務教育過程です。

▶ 市立小・中学校

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校および入学期日を記載した入学通知を送付します。

▶ 転校について

・転入のとき

市外からの転入や市内転居で、市内課または各支所地域課に異動届けを出した後、転入学届を入学校へ転校用書類(在学証明書・教科用図書給与証明書)と一緒に提出してください。

・転出のとき

在学している学校で転校用書類をもらい、市民課または各支所地域課で発行する転出証明書とともに、転出先の市町村および学校に提出してください。

《各種制度》…詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。

▶ 就学援助制度について

経済的な理由により就学困難な小学校または中学校に通っている児童・生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・給食費・医療費など就学にかかる費用の一部を援助する制度です。

▶ 奨学金交付制度について

市では、「教育の機会均等」に資することを目的に、学校教育法に基づく高等学校、盲学校、聾学校、養護学校の高等部、高等専門学校又は大学に在学し、経済的な理由のため就学が困難で、かつ資格要件(所得基準、納税状況など)を満たした方を対象に、奨学金を交付する制度です。

▶ 小学校・中学校一覧

施設名	場 所	電話番号
一条小学校	阿波市吉野町西条字岡ノ川原135	088-696-2084
柿原小学校	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ256	088-696-2209
御所小学校	阿波市土成町宮川内字広坪89	088-695-2004
土成小学校	阿波市土成町成当1203	088-695-3064
八幡小学校	阿波市市場町大野島字稲荷138-1	0883-36-3011
市場小学校	阿波市市場町市場字上野段670	0883-36-2019
大俣小学校	阿波市市場町上喜来字西原200	0883-36-2158
久勝小学校	阿波市阿波町森沢28	0883-35-2136
伊沢小学校	阿波市阿波町柴生172	0883-35-2034
林小学校	阿波市阿波町東整理155	0883-35-2039
吉野中学校	阿波市吉野町西条字大西4-1	088-696-2039
土成中学校	阿波市土成町吉田字一本松の二42	088-695-2008
市場中学校	阿波市市場町市場字上野段6-3	0883-36-2046
阿波中学校	阿波市阿波町東原230-1	0883-35-2040

問い合わせ先

学校教育課…TEL 088-696-3967

第5章

ひとり親家庭のための支援





第5章 ひとり親家庭のための支援

● 児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。

なお、児童扶養手当の支給は、監護・養育されている児童が18歳に達した年度末【政令で定める障害のある児童の場合は20歳（ただし、再認定の請求が必要）】までです。

● 手当を受けられる方は

日本国内にお住まいで（外国人登録をされている方も含まれます。）、次のような児童（手当の対象となる児童）を監護しているお母さん、お父さん（お父さんの場合は、生計を同じくしていることが必要）や養育している祖父母、おじ、おば、きょうだいその他の方です。

ただし、**公的年金（例えば、老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けている方（受けることができるようになった方も含みます。）**などは、この手当を受給することはできません。くわしくは、阿波市役所子育て支援課の児童扶養手当担当へおたずねください。

手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童



● ひとり親家庭等入学祝い金

阿波市では、母子家庭・父子家庭等の児童の小学校および中学校入学時に、祝金を支給します。

祝金の額 10,000円

支給対象者 次の(1)から(3)に該当する児童を養育している方

- (1) 母の監護を受けている母子家庭の児童
- (2) 父の監護を受けている父子家庭の児童
- (3) 父母のいずれの監護も受けることができないため、父母以外の養育者の監護を受けている児童

※ただし、4月1日現在において市内にお住まいで、引き続き阿波市に住まれる方に限ります。

▶ 支給申請について

申請の時期は、毎年入学直前の3月1日から4月1日までです。

問い合わせ先

子育て支援課・・・TEL 0883-36-6813

●母子家庭自立支援給付金事業とは

阿波市では、母子家庭の母の職業能力の向上と求職活動の促進を図るため、「自立支援教育訓練給付金」を支給します。給付を受ける場合は、事前に相談や手続きが必要です。で、市子育て支援課までご相談ください。事業の内容は次のとおりです。

「母子家庭の母で、市が指定した教育訓練給付講座を受講し、教育訓練を終了した方に、次により受講費用の2割相当を給付します。」

▶対象となる者

事業の支給対象者は、母子家庭の母であって、次の条件の全てを満たす者です。

1. 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること
2. 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
3. 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること

▶対象となる講座

事業の対象となる講座は、パソコン・簿記・マンション管理・ホームヘルパー資格取得なのです。

▶支給額

支給額は、対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額です。(ただし、その20%に相当する額が、10万円を超える場合の支給額の上限は10万円です。また、4,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行われません。)

▶受講前に行う手続き

教育訓練給付金を受けようとするときは、受講開始前にあらかじめ、受講しようとする講座について「講座指定申請書」を阿波市に提出しておく必要があります。

▶必要となる添付書類

母子家庭の母及びその児童の戸籍謄本
(この他、必要に応じて提出する書類があります)

※阿波市は、申請書に基づき、受給要件の審査を行い、該当するときは「受講対象講座指定通知書」を通知します。

▶受講後に行う給付金の申請

対象訓練を修了した後に、修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に、「支給申請書」を提出されますと、給付金を支給します。

▶必要となる添付書類等

1. 受講対象講座指定通知書
 2. 教育訓練施設の長が、認定する教育訓練修了証明書
 3. 受講者本人から支払った教育訓練経費の領収書
 4. 母名義の銀行等の通帳
- (この他、必要に応じて提出する書類があります。)



問い合わせ先

子育て支援課・・・TEL 0883-36-6813

●母子家庭高等技能訓練促進費等事業とは

母子家庭の母が、就職に有利な資格を取得するために養成訓練を受ける場合、訓練促進費を支給するとともに入学支援修了一時金を終了時に支給します。

▶対象となる者

事業の支給対象者は、母子家庭の母であって、次の条件の全てを満たす者です。

1. 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある人
2. 養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
3. 就業または育児と就業の両立が困難であることが認められる人

▶対象となる資格

1. 看護師(准看護師含む)
2. 介護福祉士
3. 保育士
4. 理学療法士
5. 作業療法士

▶支給期間

修業期間の全期間(ただし、平成24年3月31日までに修業している者に限る)

▶支給額

1. 訓練促進費
市町村民税非課税世帯：月額14万1千円
市町村民税課税世帯：月額7万5百円
2. 入学支援修了一時金
市町村民税非課税世帯：5万円
市町村民税課税世帯：2万5千円

▶手続き

訓練促進費は、申請のあった日の属する月以降となりますので、速やかに高等技能訓練促進費支給申請書と戸籍謄本などの添付書類を阿波市に提出する必要があります。

給付を希望される方は、事前に子育て支援課までご相談ください。

問い合わせ先

子育て支援課・・・TEL 0883-36-6813

●ひとり親家庭などの医療費助成制度とは

ひとり親家庭の方(父親又は母親と児童など)や父母のない方(児童)が入院した場合、保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。

▶給付対象者 ※生活保護法による保護を受けている者は除きます。

配偶者のない男子又は女子で、0歳から18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している方とその児童。

父母のない児童のうち、0歳から18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある方。

▶申請手続に必要なもの

- ・印鑑
- ・健康保険証
- ・受給者名義の金融機関の口座がわかるもの
- ・戸籍謄本(本籍地が住所地以外の方)
- ・所得課税証明書
- (※転入者等、所得が確認できない方のみ)

▶所得制限について

児童扶養手当が支給されない所得の方は、本制度の該当にはなりません。

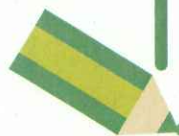
問い合わせ先

社会福祉課・・・TEL 0883-36-6812

第6章

いろいろな支援を受けられる方に





第6章 いろいろな支援を受けられる方に

●特別児童扶養手当とは

心身の中・重度の障害を有する20歳未満の児童を養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に対し、手当を支給する制度です。

▶ 手当額

重度障害児の場合は1級、中度障害児の場合は2級。それぞれ対象児童の障害の等級と数に応じて支給されます。

ただし、受給者または受給者と同居の扶養義務者などの所得が一定金額を超える場合、児童がその障害を事由とする年金を受けることができる場合、児童を施設に入所させている場合などは、この手当を受けることはできません。
(年度により手当額は変わることがあります。)

▶ 支給時期

申請した日の翌月分から支給され、毎年4月・8月・11月に4か月分が支払われます。

▶ 手続きの方法

認定診断書が必要です。子育て支援課に用紙があります。
(添付書類が必要です。)

▶ 所得状況届の提出

特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月11日～9月10日までの間に「所得状況届」を提出してください。



問い合わせ先

子育て支援課・・・TEL 0883-36-6813

●障害児への支援

▶手帳の交付について

●身体障害者手帳

身体障害児が交付を受けると、手帳の級によりいろいろなサービスを受けることができます。

●療育手帳

知的障害児が交付を受けると、判定の結果によりいろいろなサービスを受けることができます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害児が交付を受けると、手帳の級によりいろいろなサービスを受けることができます。

▶障害児福祉手当について

- 身体または精神に重度障害のある20歳未満の在宅の児童に支給されます。
(ただし、所得の制限があります。)

▶重度心身障害者(児)医療費助成事業

- 重度障害者(児)の医療費自己負担を助成する制度です。

助成対象になるのは、医療費自己負担金(健康保険等適用分)です。
(ただし、受給者認定には所得の制限があります。)

▶日常生活の援護

●補装具の購入・修理

18歳未満の身体障害者手帳を持っている児童に対し、必要な補装具の購入費または修理費の支給を行います。

●日常生活用具の給付

18歳未満の身体障害者手帳。療育手帳を持っている児童に対し、必要な日常生活用具の給付を行います。

●介護給付費の支給

居宅介護、児童デイサービス、短期入所などを利用する場合に係る費用の一部を支給します。

●日中一時支援事業

日中において監護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児を預けることができます。

問い合わせ先

社会福祉課・・・TEL 0883-36-6812

●子育て短期支援事業とは

保護者の病気や仕事などによって、家庭での養育が困難になった児童や保護を必要とする母子を児童福祉施設等において一定の期間預かる制度です。

▶短期入所生活援助(ショートステイ)事業

●保護者が社会的事由により家庭において養育できない場合、利用できます。

実 施 施 設／阿波国慈恵院・常楽園・徳島赤十字乳児院・加茂愛育園
徳島児童ホーム・鳴門子ども学園

利用できる期間／7日以内

▶夜間養護(トワイライトステイ)等事業

●保護者が仕事等で恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合

実 施 施 設／阿波国慈恵院・常楽園・加茂愛育園・徳島児童ホーム
鳴門子ども学園

利用できる期間／特に制限なし

*利用の申請…子育て短期支援申請書(子育て支援課にあります。)を提出

*利用料は課税状況や世帯の状況によって変わります。

また、年度により変わることがあります。

問い合わせ先

子育て支援課…TEL 0883-36-6813



● 家庭児童相談室

家庭児童相談や母子家庭相談について、いろいろな悩みや心配ごとの相談相手となり、家庭相談員及び母子自立支援員が問題解決のお手伝いをしています。

▶ 家庭児童相談について

- 家庭相談員が、主に18歳未満の児童を対象に、家庭のこと、子育てのこと、児童虐待に関することなど、さまざまな問題について相談に応じています。

▶ 母子家庭相談について

- 母子自立支援員が、母子家庭や寡婦を対象に、母子寡婦福祉資金の貸付や、児童の養育・就業・住宅・生計の悩みなど、さまざまな問題について相談に応じています。

▶ 相談時間

- 月曜日～金曜日までの9:00～17:00まで(祝日は除く。)

▶ 相談方法

- 面接相談・手紙や電話での相談のほか、必要に応じて相談員が家庭にお伺いして相談を受けています。
- 本人、家庭に限らず、どなたからの相談にも応じます。
- 個人の秘密は厳守します。
- 相談についての費用は無料です。

問い合わせ先

阿波市家庭児童相談室・・・TEL 0883-36-6820

子どもたちとその家族の悩みや心配ごとの相談に応じています

こんな悩みや心配は、ありませんか？

- 子育てについて
- 人間関係について
- 養育について
- 非行について

- 心身の発達について
- 学校生活について
(いじめ・不登校)
- 児童虐待について